

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電話網移行円滑化委員会 第2回会合 議事録

1. 日 時： 平成 23 年 7 月 27 日（水）10:30-12:00
2. 場 所： 総務省 8 階 第 1 特別会議室
3. 出席者： （委員）
東海主査、相田主査代理、石井委員、井手委員、長田委員、
（総務省）
原口電気通信事業部長、高崎情報通信政策総合研究官、安藤総務課長、
古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、齋藤データ通信課長、
野崎電気通信技術システム課長、中沢番号企画室長、
木村事業政策課調査官、大村料金サービス課企画官、
山路電気通信技術システム課企画官、大内事業政策課課長補佐、
安東料金サービス課課長補佐、東川番号企画室課長補佐
4. 議 題： （1）電話網から IP 網への円滑な移行の在り方について
（2）その他
5. 模 様：

事務局から資料説明後、質疑・討議が行われた。主な意見等は以下のとおり。

○東海主査 それでは、定刻でございますので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第2回会合開催をさせていただきたいと思えます。皆様には大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、先日、総務省で人事異動があったとのことでございますので、事務局からまとめてご紹介をお願いしたいと思います。

○大内課長補佐 それではご紹介します。7月15日付で着任した者、名前だけ述べさせていただきます。安藤総務課長、続きまして齋藤データ通信課長、中沢番号企画室長、山路電気通信技術システム課企画官、大村料金サービス課企画官、おくれておりますが富岡事業政策課課長補佐、以上でございます。

○東海主査 それでは議事に入りたいと思えます。前回及び前々回は電気通信事業政策部会との合同開催によりまして、関係する事業者あるいは団体の方々からヒアリングを

実施いたしました。今回から、ヒアリングでの議論を踏まえまして議論を行ってまいりたいと考えております。今日は、少し議事の進行に先立ちまして、私のほうから議論の進め方につきまして、一言ご議論をお願いしたいと思っております。

資料の表紙等をめくっていただきますと2-1というのがございますが、この表をご覧いただきたいと思っております。この委員会は、電話網の移行を円滑に実施していくということを仕事としていくところでございますけれども、この具体化がなされますと、この影響というのは大変中期、長期にわたって大きな影響を及ぼすと思っております。検討すべき課題というものをしっかりと整理をしていくということが求められているところでございます。

それらの幾つかのいろいろな課題というものを、少し横ぐし的に考えるという視点と、視座といいましょうか、これについて少し議論の開始に先立ちましてご議論いただきたいと思っております。こんなことを考えまして、事務局のほうに何か資料をつくってもらえないかということで、資料の2-1をお願いしたところでございます。

私といたしましては、本委員会は、電話網がこれまで長い間担ってまいりました機能というのが一番上の枠組みの中にごございますように、3つあるかと思っております。1つは基本サービスの提供でございますし、また2つ目は競争基盤の提供ということであり、3番目はハブ機能の提供という役割を担ってきたと思っておりますが、NGN等のIP網への移行という計画を現実具体的にそして円滑に実行するためには、こういったことをしっかりと確保していくということが必要ではないかと認識をいたしております。その際、電話網からIP網への移行を円滑化するという観点からは、その下に書きました3つの観点というものを大事にしていかなければならないと理解をいたしました。

1つは、これまでPSTNにおいて実現していたサービスや機能のうち、守ってこれをきちっと維持していく保持していくということをしていかなければならないという意味においては、継続性ということをして1つの軸としなければならぬと思っております。

それから、PSTNのネットワークからIPのネットワークへの移行のプロセスというものは、これを具体化していくためには、しっかりとこれをわかりやすさ、透明さというものを確保しながら円滑な移行を確保するというので、予見性といいましょうか、あるいは透明性といいましょうか、こういった視点をきちっと守っていかなければならないと思っております。

それからもう1つは、IP網という特質を生かして、旧来よりも多様なサービスの展

開ということも積極的に実施していくという必要性も加えておかなければならないと思っております。そういう意味で、発展性、柔軟性といった観点、これを加えまして3つの基本的な視座というものをこれからの議論の中で共有して、個別の課題について議論を進めていくということをまずご提案を申し上げたいと思っております。

唐突でございましたけれども、こういった考え方について、これからの議論の前提とすると、あるいは場合によっては、今後足りなければ加えていくことももちろん弾力的に実施するということを踏まえながらでございますけれども、今日の議論に入る前に、こういった考え方、委員の方々にご賛同いただけるかどうか。あるいは、こういった点、少し加えたり修正したりというご意見があったらいただきながら、進めていきたいと考えております。いかがでございましょうか。

○相田主査代理　では、よろしゅうございますでしょうか。この資料を拝見して非常にもやもやと思ってきたことが非常にスッキリしたというか、感心している次第でございますけれども。

多分、この発展性、柔軟性の中で考えればいいことかとは思うんですけども、今、ちょうどこれと並行する形でもって、正確なタイトル忘れてしまったのですが、震災等の大規模災害における何とかにおける通信格差という長い名前の検討会が走っているんですけど、そちらのほうでも、やはりこれからまた関東直下型、東海というような次にまたいろいろと来るかもしれない、そういうときの対処というのを考えたときに、今のPSTNのようなものでやることには限界があって、早くやはりIP化を進めたい、それでIP化するときにはそういう震災対応みたいなものをしっかり考えたいという話が出ておりました。

どこかのタイミングで正式な形でリエゾンというのをこちらにお願いする可能性もあるかと思っておりますけれども、そういった観点、多分この発展性、柔軟性の中で考えればいいことだと思っておりますけれども、向こうのほうで検討しているあれからいって、そこも重要な視点かなと思っております。

○東海主査　いや、全く私も同感でございますので。そういったこと、いつも私も気にしているわけですけども、議論が進んでいるということを伺いまして安心をいたしましたので、それらについてはきちっとしかるべき時期にご報告をぜひお願いをいたしまして、この我々の議論の中にも取り込んでいければということでよろしゅうございましょうか。

ほかにいかがでございますでしょうか。

○石井委員 よろしいですか。

○東海主査 どうぞ。

○石井委員 筑波大学の石井です。お示しいただきました基本的視座につきましては、私も大変頭がすっきりいたしまして、ご提案いただいてすごくよかったと思います。

もともとの本委員会のミッションから、現状、PSTNが果たすべき役割というのが3つの観点でわかりやすく示されていまして、そこから基本的な考え方として3つ登場すると、PSTNからNGNに変わっていくことによって、よりよい社会、よりよいネットワーク社会とっていいのでしょうか、それがどう示していかれるのかというあたりをこの検討会の中で、検討すべき個別課題の例でブレイクダウンして挙げていくという形にしていきたいなと私は思っています。今回、基本的な考え方の部分まではお示しいただいたということで、この考え方をもとに進めていくということについて賛同させていたきたいと思います。

○東海主査 ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。

○長田委員 では。

○東海主査 どうぞ。

○長田委員 私もほんとうにこのペーパーを1枚出していただけたことで、これからの議論がすごくどういうふうに考えていけばいいのかということがよくわかるようになって、ほんとうに感謝しております。

円滑に移行していくということで、前回のときも申しあげましたけれども、全体の流れの中で、利用者がどういう立ち位置にいて、どういうふうにそこへ協力するなり、場合によってはノーと言うなりというのがきちんと見えていかないと、なかなか円滑な移行というのは最終的に非常に難しいものになってしまうのではないかと思いますので、ぜひ、この予見性、透明性のところ、ここはとても大事だと思いますので、それぞれの3つの視座どれも大事なんですけれども。議論も極力皆さんにわかりやすく提示しながら、一般的な利用者の意見が出しやすい形で進めていかれたらいいと思っております。

○東海主査 はい。その3つの下に個別の課題の例と書いてございますけれども、基本姿勢としては我々、第1回でご了解いただいたところですが、利用者への対応と事業者への対応と、これは少し観点が違うかと思っておりますが。今の長田委員のおっしゃら

れたこと、おのおのに対してしっかり対応していかなければならないと考えております。

井手委員はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○井手委員 特に、はい。

○東海主査 ありがとうございます。それでは本日、そのような考え方に一応基づきながら議論を進めたいと思っております。事務局のほうで資料を作成していただいておりますので、今日のご説明をお願いしたいと思います。

○大内課長補佐 それでは事務局より配付いたしました資料につきましてご説明をいたします。配付いたしました資料として、まず2-2、検討項目案というものがございます。その後に資料2-3といたしまして論点ごとに整理をいたしました意見概要、及び前回のヒアリング後の追加質問に対する回答を別添でつけさせていただきます。また資料2-4といたしまして、参考資料ということで、背景となるような情報ですとか考え方につきまして、幾つかまとめさせていただいているところでございます。資料2-5は今後のスケジュールでございます。

事務局のほうから、まず資料2-2に主に沿ってご説明をさせていただきます。追って資料2-3ですとか2-4にも触れさせていただくといったような形で、基本的には資料2-2をご参照いただければと考えてございます。

まず資料2-2でございます。検討項目案ということでございまして、先ほど主査のほうからお示しいただきました資料2-1の基本的な視座に基づきまして、これまでの提案募集ですとかヒアリングで寄せられた論点を踏まえて整理をさせていただいたものでございます。

まず1ページ目でございます。総論ということで全体に係る総論的な部分で論点を整理させていただいております。1-1、中継網の移行に伴う今後のネットワークのあり方についてどのように考えるかとの論点でございます。1ポツの2行目以降、NTT東西は電話網からIP網への計画的な移行を行う旨を「概括的展望」として公表しています。この移行はサービスの利用者ですとかもしくは競争事業者の事業運営等に多大な影響を与えることから、ブロードバンドの普及促進に当たっては、その円滑な移行を実現することが重要となるとしております。

以上を踏まえまして、今後のネットワークのあり方についてどのように考えるかということで、iからivということで論点を整理しております。iはNTT東西のPSTNが果たしている役割ということでございまして、これは3つの役割については先ほど主

査のほうからご説明がございましたので説明は割愛させていただきます。

参考資料の2-4をごらんいただければと思いますけれども、2-4の4ページ目でございます。こちらに基本的なサービスの提供ということで、NTT東西がその加入者に向けてどのような基本的なサービスを提供しているのかという図を示しております。続きまして5ページ目、これは左側にまず競争環境の提供ということでございまして、他事業者がNTT東西の中継網等を利用してサービスを提供しているという図を示しております。5ページ目の右側にはハブ機能の提供ということでございまして、NTT東西の利用者にはつながっていないものの、NTT東西の中継網を利用して他事業者同士が間接的に接続しているという例を示しているところでございます。こうした4ページ、5ページに示しているような3つの機能というものが今後どのようなようになっていくのかという点についてご議論いただければと思っております。6ページ目をおめくりいただきますと、今後NGN等のIP網に移行した際に、どのようなイメージを我々が持つべきなのかということで1つの案を示しているところでございます。

以上でございますが、続きまして、今後のネットワークの移行についてどのように考えるかということで、続きまして参考資料の7ページ目、8ページ目をごらんいただければと思います。参考資料の7ページ目に、これまでPSTN網に付加する形でどのようなIP網、IP系のネットワークが整備されてきたかという経緯を示しているところでございます。

8ページ目に行っていただきますと、今後このネットワークというものがどのようにマイグレーションの完了に向けて移行していくのかということで、1つの想定を書かせていただいているところでございます。現在は、この真ん中にございます移行期という位置づけになろうかと思っておりますけれども、移行期ですとか移行後の姿をどのように描いていくかという観点で論点を整理させていただければと思っております。

行ったり来たり恐縮ですけれども、資料2-2の検討項目に戻っていただければと思います。1ページ目の2ポツのiiでございます。まさにこのPSTNとNGNが併存しております移行期において、上記の基幹的な役割というものがPSTNによって引き続き担われていくと考えられるのか。またiiiでございますが、PSTNからの移行が完了する移行後において、こうした役割はどのような中継網によって担われると考えられるのかという論点としております。

また、iiiの3行目の終わりのところでございます。ヒアリング等でもご指摘のありま

した国際接続の問題、また最後の、一部のP S T N利用者が例外的に残っているような場合、こういった場合においてどのような対策が必要と考えるのかとしております。

続きまして、ivでございます。現在のP S T Nが担っている基幹的な役割をN T T東西のN G Nが担うことが期待される場合には、N G Nへの円滑な移行を確保することが重要な課題となる。その際、事業者対応、利用者対応として、多種多様な個別課題の解決を図っていくに当たり、どのような基本的な視点を持って検討していくことが適切と考えるかということで、この点については3つの視座が現在示されているものと理解しているところでございます。

続きましてページをめくっていただきます。続きということですが、同じくネットワークのあり方についてでございます。先ほど申し上げましたのは、中継網のあり方についてでございますが、ヒアリングの中でももしくは提案募集の中でも、アクセス網の議論というもの、アクセス網についても同様に検討していく必要があるのではないかと意見が寄せられているところでございます。後ほど意見概要資料の6ページ目、7ページ目をご参照いただければと思います。アクセスのあり方が今後の検討に影響を与えるとの意見もあれば、切り分けた議論が必要であるとの両方の意見が寄せられているところでございます。

こうした意見を踏まえまして、1ポツでございます。中継網の移行に係る検討に当たりまして、今後アクセス網の移行がどのように進んでいくと想定し、こうしたアクセス網の移行が中継網の移行にどのような影響を与えると考えられるのかとしております。

続きまして2ポツでございます。モバイル通信が一層普及・高度化されると想定される中、このことが固定中継網の移行にどのような影響を与えると考えられるかとしております。参考資料の2、後ほどご参照いただければ、L T Eと呼ばれる大容量のモバイル通信サービスが開始したことなどを紹介しているところでございます。

続きまして1-2でございます。そうしたネットワークのあり方についての検討を踏まえまして、N T T東西が昨年11月に示しました概括的展望についてどのように考えるかということで項目を立てているところでございます。まず参考資料2-4の10ページ目をごらんいただければと思います。こちらにN T Tの移行スケジュールという形でN T T東西によるプレゼンテーション資料をそのまま載せているところでございます。ここにありますとおり概括的展望の中では、今後の移行のスケジュールとサービス分類というものが主に提示されていると理解をしております。この点につきまして関係する

論点を挙げさせていただいているところでございます。

資料2-2に戻っていただきまして、1-2の1ポツでございます。概括的展望の計画の妥当性や解決すべき課題等についてどのように考えるか。とりわけ、この計画により多大な影響を受ける利用者や接続事業者といった関係者が、現時点において移行に向けたスケジュール、移行後も維持されるサービスや廃止されるサービス類型等に関する情報をNTT東西と共有した上で、移行に向けた対応を開始していくことの必要性について、どのように考えるかとしております。

続きまして2ポツですが、この点はスケジュールに関してでございます。計画的な移行の開始時期について2020年と東西はしておりますけれども、この点につきましてさまざまな意見が寄せられております。前倒しすべき、後ろ倒しすべき、または柔軟性を確保すべきといったさまざまな意見等が示されているところ、その妥当性を判断するに当たり、どのような要素を考慮していくことが適切と考えられるかとしております。この点につきましては意見概要資料の9ページ目以降に関係する意見を載せておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、3ポツでございます。これもスケジュールに関しての論点でございますが、ここではユーザーを大きく2つに分けてございます。1つ目は、①自発的な選択としてIPサービスへ移行するケース。これを積極的な移行と称してございまして、②現状のサービスに特に不満を感じていないのだけれどもサービス廃止等の方針を受けてやむを得ず移行するケース。これを受動的な移行としてございまして、この2パターンが存在するのではないかと考えているところでございます。

NTT東西による計画的な移行の開始時期は、②の受動的移行を行う者に着目し、計画的な移行を促す観点から設定されています。この点、自主的に移行する利用者が増加し、やむを得ず移行する受動的な移行者の数が少なくなるほど移行の円滑化に資すると考えられることから、自主的な移行を促進するための対策を早急に講じるべきとの意見があるところですが、このような意見についてどのように考えるかとしております。

この点を図示したものが、資料2-4の1ページ目でございます。最初のページでございます。メタル・PSTNの競争から光・NGNの競争へと題しているページでございます。上の実線が、現時点で想定されている利用者の減少のイメージでございますが、これを可能な限り下の破線に近づけていくことによって、2020年ごろ以降、計画的な移行の対象とされている受動的な移行者というものを減らしていくことが重要ではな

いかとの観点からこの論点を挙げさせていただいていると理解いただければと思います。

また戻っていただいて恐縮でございますけれども、資料2-2でございます。3ページ目でございますが、こちらは総論の最後でございます。1-3、関係者による合意形成についてとしております。この点につきましては、意見概要の14ページですとかもしくは参考資料11ページを後ほどごらんいただければと思いますが、これまでも何らかの形で、関係者間で協議をする必要性について多くの意見が寄せられております。また、NTT東西も現在関係事業者との間で協議を開始したところございまして、こういった状況を踏まえまして2つの論点を挙げております。

1ポツでございますが、2行目、NTT東西と関係者の間で協議を行い、合意形成を図ることの必要性についてどのように考えるか。2ポツ、上記協議を通じ、移行に向けて関係者の果たすべき役割や費用負担のあり方、国に期待される役割等について考え方の整理等が期待されると考えられる。これまでのところ、利用者対応については、当委員会の行ったヒアリングの場においても、責任ある対応を行う旨がNTT東西から表明されており、事業者対応については関係事業者間での協議が進展しつつある。こうした状況を踏まえ、今後関係者による協議が行われていく場合、その体制や運営方法、議題等について、どうあるべきと考えるかとしております。

以上総論でございまして、続きまして4ページ目でございます。以降、利用者対応ということで幾つかの論点を挙げているところでございますが、まず2-1、円滑な移行に向けた取り組みについてということで、ここは主に基本的に視座のうちの予見性ですとか透明性にかかわる部分かと理解しておりますけれども、1ポツ目でございます。利用者、一般利用者もいれば法人利用者もいるかと思いますが、その現状、利用実態ですとかもしくは現状認識、移行についてどのような認知度を持っているかといった点、こういった現状がどのようなものであるか、またこうした移行に関する現状や認識を踏まえて、今後移行に対する利用者の理解を向上させていくことの必要性についてどのように考えるかとしております。

こうした周知徹底の必要性については、意見概要の16ページから18ページに係する意見をまとめております。資料2-3の意見概要をごらんいただければと思うんですが、16ページをおあげいただければと思います。こちらに利用者周知についてということで、基本的には多くの事業者や関係者の方が利用者周知の徹底が図られるべきであると。またその方法についてもきめ細やかさが求められるといった意見が寄せられて

いるところがございますので、ご参照いただければと思います。

16ページの冒頭にソフトバンクの意見を挙げております。過去の同種の事例を参考とすべきではないかとの意見が寄せられておまして、これは委員の方からもご発言があったところがございますので、事務局といたしまして、参考資料のほうで過去の大規模なサービスの移行ですとか導入の例について整理をさせていただいております。

行ったり来たり恐縮ですが、資料2-4、参考資料をごらんいただければと思います。12ページ以降でございます。NTT東西がサービスを終了する際の基本的な枠組みと申しますか、これまでの例を踏まえた基本的なプロセスについてご紹介しているのが12ページでございます。続きまして13ページは、これまでNTT東西が行ったサービス終了のスケジュールを紹介しております。続きまして14ページ。これは一般的な消費者保護ルールについての枠組みを示しているところがございます。

続きまして15ページ、16ページ目にかけて、これまで大規模なサービスの移行ですとか導入工程としてあります地上放送のデジタル化ですとかまたは2G携帯の終了、またはIPv6の導入といった事例について、関係すると思われる項目に沿って整理をさせていただいているところがございます。17ページ目の地域IP網等からNGN網へのマイグレーションについてはご参照いただければと思います。以上でございます。

続きまして意見の18ページ目を後ほどご参照いただければと思うんですが、資料2-2の検討項目案にまたお戻りいただきまして、4ページ目の2-1の2ポツ目でございます。先ほどは利用者周知の必要性について述べさせていただきましたが、続きまして2ポツ目でございますが、中継網の移行を円滑化する観点からは、移行計画を利用者に周知徹底していくことに加え、それにより移行の必要性を理解した利用者が移行に向けた行動を実際に起こしていくためには、安心して移行できる環境を整えていくことも必要との意見がある。こうした意見を踏まえ、利用者周知を行う場合の内容や手法、また利用者周知以外に求められる取り組み等、今後どのような対策を講じていくことが求められるかとしております。またその後の3ポツ、4ポツも含めまして、その他必要な取り組みはないかとの論点を挙げさせていただいているところがございます。

以上2-1でございまして、続きまして2-2、維持または廃止されるサービスの分類の妥当性についてでございます。これまでのところ、NTT東西からは、今後廃止されるべき、もしくは維持されるべきサービスについての分類というものが概括的展望の

中で示されているところをごさいます、参考資料の18ページ目から20ページ目にかけて、それぞれのサービスが挙げられているところをごさいます。これまでNTT東西は、需要動向ですとか技術的な制約等によってこうした分類を判断しているとの見解が示されているところをごさいます、他方、その判断のあり方についてさまざまな見解も寄せられているところをごさいます。

以上を踏まえまして、1ポツの2行目をごさいます、利用者への影響を踏まえると、このようなサービス分類を行った考え方をより明確にすべきとの意見がある。こうした意見を踏まえ、移行に伴い維持・廃止されるサービス分類の妥当性についてどのように考えるか。2ポツですが、上記分類のあり方についての検討等を踏まえ、概括的展望で示されたサービス分類や分類基準の見直しの可能性を含めた今後の検討のあり方についてどのように考えるかとしております。

ページをおめくりください。5ページ目をごさいます。以下、大きく2つにサービスを分けております。まず2-3をごさいます、移行後も維持されるサービスに係る課題についてということで、NTT東西の分類によれば、参考資料18ページに掲げている加入電話等のサービスをごさいます。1ポツですが、中継網の移行後も提供が維持されるサービスについて、現時点ではその品質や料金負担等の提供条件が必ずしも明らかになっていないことが円滑な移行に与える影響について、どのように考えるかとしております。

続きまして参考資料の2-4、23ページ目をおあげいただければと思います。こちらに局給電についてということで、現在の給電の状況を簡単にまとめた資料をごさいます。1及び2の基本的加入電話ですとかISDN用の設備については現在局給電をごさいます、ひかり電話用の設備については局給電をごさいません。

こうした現状を踏まえて、どのようなことを考えていくべきかということで論点を整理させていただいたのが次のポツをごさいます。大変恐縮です、資料2-2の5ページ目にお戻りいただきまして、2ポツ目をごさいます。停電時に局給電による通話がPSTNを利用する固定端末では可能であります、NGNを利用する固定端末では可能でない場合があるということ、移行に伴う課題として認識すべきとの意見がある。こうした意見を踏まえ、中継網の円滑な移行の観点から、緊急時の通信手段の確保についてどのように考えるかとしております。

続きまして2-4ですが、廃止されるサービスに係る課題についてということで、こ

これはNTT東西の分類によれば、参考資料で19ページ、20ページに掲げておりますサービスでございます。こちら、意見を後ほどご参照いただきますと、代替サービスの中身といったものが非常に関係事業者等の大きな関心になっているところでございますので、以下、それを中心に論点を挙げさせていただいております。

1ポツ目ですが、中継網の移行に伴って現在提供されているサービスが廃止された場合に一定の利用者が残っていることを想定すると、それまでに十分な時間的余裕をもって利用しやすいサービスが提供されることが円滑な移行を行う上で重要な要素になると考えられる。

2ポツですが、中継網の移行に伴って代替サービスに移行する場合に、先ほどお示しました積極的な移行者ですとか受動的な移行者のそれぞれについて、円滑な移行を促進する観点からどのような利用者対応をとることが有効と考えるか。

また、代替サービスを利用するに際して、新たな光回線の契約を要する場合がございますので、こうしたアクセス整備を要する場合の課題についてどのように考えるかともしております。

また最後ですが、他方、サービス廃止までに必要な代替サービスが提供されない場合、移行そのものへの理解を得にくいような事態も想定されると考えられます。この点を踏まえまして、サービスの廃止に伴って利用者利便が低下しないよう、どのような対応を講じていくことが有効と考えるかとしております。

以上、利用者対応でございまして、続きまして事業者対応でございます。6ページ目でございますが、ここは大きく4つの論点を挙げさせていただいているところでございます。

まず3-1、PSTNにおける競争環境の維持についてということで、先ほど主査に挙げていただきました基本的視座のうち、継続性に主に関連する部分であるかと思えます。1ポツですが、今後、移行期において需要が増大していくNGNの使用・接続料が低廉化するという一方で、需要が減少していくPSTNの接続料は上昇すると想定されます。このため、PSTNを利用する競争事業者にとって、これまでと同じ条件でPSTN上での競争を行うことが困難となっていく可能性があるとしております。

接続事業者にとっては、この接続料水準というのは大きな関心でございますので、後ほど意見概要をごらんいただきますと、25ページ以下、例えば接続料の上昇を避けるべきとの意見もあれば、もしくは上昇は当然であるといったような意見、両方さまざま

な意見が寄せられていたところでございます。

こうした点を踏まえまして、2ポツ目でございます。このことは競争事業者のIP網への移行を促進する効果があると考えられる一方、接続料の上昇の程度や関連市場における競争環境によっては、競争事業者の事業展開を短期的には困難とし、当該競争事業者のPSTNサービスを利用している利用者等に多大な影響を与えることも考えられる。この点を踏まえ、円滑な移行を促進する観点から、PSTNにおける競争環境の維持についてどのように考えるかとしております。

3ポツ目、これは個別の論点でございます。複数の事業者からコロケーションルールのあり方についての意見が寄せられておりまして、意見概要の27ページ目を後ほどご参照いただければと思います。こうしたコロケーションにつきまして、円滑な移行を促進する観点から、既存設備の速やかな撤去に係る柔軟な手続を整備することの必要性についてどのように考えるかとしております。

続きまして3-2でございます。NGNにおける競争環境の整備についてということで、こちらは基本的視座のうち、主に発展性や柔軟性に関連する部分であるかと認識してございます。この点につきまして、恐縮でございますけれども、資料2-3の意見概要28ページ目をごらんいただければと思います。NGNにおいてどのような競争環境を整備していくべきかという点については、極めて多様な意見が寄せられているところでございますけれども、大別をいたしますと、PSTNのルールをNGNにおいても維持すべきとの意見もあれば、NGNに持ち込む必要はないとの意見もあるというふうに、基本的な部分で大きな意見の両立というのがあるのかなと考えているところでございます。

すなわち、3-2の2ポツでございますけれども、電話時代に整備された競争ルールをNTT東西のNGNに持ち込む必要はないとの意見がある一方、中継網の円滑な移行を促進する観点から、PSTNにおいて実現していた競争環境と同様の環境がNGNにおいても整備されることが必要であるとの考え方があるが、この点についてどう考えるか。また、こうした競争環境を整備することによってコストがかさみ、低廉なユーザーサービスの提供に支障を来すおそれがあるとの見方もある一方、このような競争環境を整備することが多くの事業者による多様なサービスの提供や料金の低廉化につながり、利用者の積極的な移行に資するとの見方もある。この点についてどのように考えるかとしております。

続きまして3ポツ、4ポツではネットワークとプラットフォームに分けて個別の論点を立てております。3ポツ目でございますが、IP・ブロードバンド市場では各事業者はNTT東西がオープン化している光ファイバや局舎等を用いて独自のIPネットワークを構築しており、利用者は複数の通信事業者のネットワークから自由に選択可能であるとの意見がある一方で、必ずしも競争事業者に十分にNGNが活用されておらず、サービスの多様化が十分に進展していないのではないかと指摘もあるところです。こうした点を踏まえまして、伝送機能のオープン化についてどのように考えるかとしているところでございます。

現状のPSTN及びNGNにおけるオープン化の方法ですとか程度には差分が存在するところでございますが、こちらは参考資料の9ページ目に現在の競争ルールをまとめておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きましてページをおめくりいただきまして、7ページ目でございます。3-2、NGNにおける競争環境の維持ということで、もう1点、プラットフォーム機能について論点を挙げております。この点につきましては、現在、競争事業者から具体的な接続要望がないとの意見がある一方で、NGN本来の魅力である創意工夫による多様なサービスの提供を実現する基盤として当初期待が寄せられていたものの、現時点では十分に活用できる環境が整っていないとの指摘もございまして、こうした点を踏まえまして、プラットフォーム機能のオープン化についてどのように考えるかとしているところでございます。以上、NGNにおける競争環境の整備についてということでございます。

続きまして3-3ハブ機能の提供についてでございます。これにつきましては、意見概要の32ページ目に関係する意見を挙げさせていただいているところでございます。大きく分けまして、NGNでもハブを維持すべきとの意見もあれば、その実現方法等については慎重に関係事業者間で検討すべきとの意見もあるところでございます。

こうしたことを踏まえまして、1ポツでございますけれども、NTT東西のPSTNは、いわゆるハブ機能を担うことを通じてネットワークの効率的な構成を可能とする基盤を提供している。この点を踏まえ、円滑な移行を促進する観点から、これまでPSTNが担ってきたハブ機能の有効性・必要性についてどのように考えるか。また、PSTNの移行先の1つと想定されるNGNとハブ機能との関係についてどのように考えるかとしております。

またIP網間の接続については、参考資料25ページ目を後ほどご参照いただければ

と思いますが、事業者間で違いが存在するところがございます、NTT東西と他事業者のIP網同士の接続という場合に、具体的にどういった課題があるのかということについて、どのような解決を図っていくべきと考えるかとしております。

以上、ハブ機能の提供についてでございます、事業者対応の最後の項目でございますが、3-4、番号ポータビリティの実現ということでございます。1ポツ目、現在、NTT東西のPSTNと他事業者網の間で実現している固定電話の番号ポータビリティについては、中継網の移行に伴ってNGNに期待される役割を踏まえ、その必要性についてどう考えるか。とりわけ、現在の番号ポータビリティにおいては、これまでPSTNが果たしてきた基幹的役割等に照らしまして、利用者がNTT東西のサービスからIP電話ですとかもしくは競争事業者サービスに移転する場合にのみ片方向で実装されているというのが現状でございますが、これをIP網接続の実現を前提としまして、IP網における番号ポータビリティのあり方についてどう考えるかという視点で整理をさせていただいております。

続きまして2ポツでございますが、こちらヒアリング等でご指摘のあった点でございます。現在収容局単位でのみ実現できている番号ポータビリティにつきまして、IP化に伴い端末系伝送路設備の収容における自由度が増すということも踏まえ、同一番号区画内での移転を実現すべきとの意見がある点についてどのように考えるかとしてるところでございます。

最後に8ページ目でございます。その他としまして4-1、本検討のフォローアップについてということで、本年末をめぐりしておりますこの取りまとめを踏まえまして、移行対策や関係者間の協議が本格化することが想定されるが、今後のフォローアップの必要性、フォローアップを行う場合の手法等について、どのように考えるかとしてるところでございます。

以上、事務局からの説明でございました。

○東海主査　　ありがとうございました。

資料の一番最後でございますが、資料の2-5というような1枚紙がございます。スケジュール案でございますが、今年の10月ころには報告書の案をお示しして、そしてパブコメを経ながら年内には答申案をつくるという流れを想定しておりますので、今日から具体的な報告書を意識した討議をしていただくということが必要になってこようかと思っておりますが、今日は自由討議ということでご議論をいただければと思っております。

ます。

今、事務局から資料の2-2で、検討項目案が示されました。総論そして利用者対応の項目、それから事業者対応の項目といった形で整理がなされております。そういった枠組みについてのいろいろなご意見も必要かと思っておりますけれども、とりあえず今日はこの資料の2-2の項目を中心にご意見をいただけるかと思っておりますので、どうぞご自由にご発言をいただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○相田主査代理　ではよろしいですか。

○東海主査　どうぞ。

○相田主査代理　1点、形式的なところで、ちょっと私もややうっかりしていたのですが、最後の紹介いただいた番号ポータビリティの項目のところで、同一番号区画内での移転……。

○東海主査　7ページでよろしいですか。

○相田主査代理　7ページの一番下のポツですが、同一番号区画内でのという、これは正しいのですが、MAはちょっとメッセージエリア、単一料金区画という別の概念ですので、「(MA)」は消していただいたほうがいいじゃないかなと。

○大内課長補佐　修正いたします。

○東海主査　ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。

○長田委員　すみません。

○東海主査　はい、お願いいたします。

○長田委員　意見を出すまでにまだちょっと至っていないのですが、3ページにある関係者による合意形成のところなのですが、もう既に1回目の会議を開催してらっしゃるようなのですが、それはどういう感じだったのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいのですが。

○東海主査　はい、よろしくどうぞ。

○大内課長補佐　わかりました。資料2-4の参考資料11ページをあけていただければと思います。こちらにございますとおり、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場と題しまして、NTT東西が主催する関係事業者間の打ち合わせというものが始まっているところでございまして、参加者にございますとおり、主に接続事業者とオペレーターとして総務省が入っているといった形でございます。まだ1回先月開催したばかりでございますけれども、その場では、今後の進め方ですとか議題について大枠の議

論がなされたというところまでございまして、今後9月以降、個別の論点について検討が行われていくものと承知しております。

○東海主査　ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

○長田委員　いえいえ、この30社というのは。何かもうちょっと前のヒアリングのときのイメージでは、もうちょっと大きい数をおっしゃっていたような気がしたのですが、対象となるのは何社ぐらいと考えていいのでしょうか。

○大内課長補佐　これは、我々が説明するのが適切なかどうかわかりませんが、NTTさんから聞いているのは、お声かけをしたのだけれどもいらっしゃった事業者さんが30社ということで、別にそれに限るというものではないと認識をさせていただきますけれども。おそらく接続をしてサービスを提供している事業者であって、関心のある事業者であれば、特に拒まずこの協議の場には参加できるのではないかと考えます。

○安東課長補佐　補足をいたしますと、NTT東西が昨年11月に概括的展望を公表し、その後、関係事業者を含めて説明会を行っております。その際に、今後のIP網同士を直接つなぐということを考えた場合に、事業者との意識合わせというものも必要ではないかという問題提起をしております。その際に、こういう場への参加の希望というものを各事業者のほうへ打診をしております。その際の打診は、広く関係事業者に打診をしていると聞いておりますが、それについて今回6月の段階で、この場に参加するという意向を示した事業者がおおむね30社という状況でございます。

○東海主査　今の長田委員のご質問というのは、実はその当日のヒアリングで、イベントといいましょうか、開催の状況をNTTさんからご説明を求めたのは私でございましたけれども、そのときのご回答は、たしか二、三百社にお声かけをしたというようなそんなお答えがあったと記憶しております。そのことと、東西と接続協定を締結している事業者という数との関係からすると、どういう数字になってくるもですか、これは。もし、状況をご存じでしたら。

○安東課長補佐　実際の接続を行って協定を結んでいる事業者の数というものは、確かに30社にとどまらない相当の数ということでございます。実際のIP網同士をつなげていくというところに関して、すべての事業者に最終的に関係をすることでございますけれども、たった今、マイグレのこれから議論するという段階で、多くの事業者にお声かけした上で、特に直近マイグレーションに関して、自社と非常に関係が深いと思われる事業者がこの意識合わせの場に参加する意向を示しているという状況です。

最終的には、すべての事業者に影響が及ぶ状況でございますが、今の段階では、直近関係すると思われる事業者が参加の意向を示しているということでございますので、この会合自体が、この30社で閉じるものではないとは理解をしております。そのため、今後の議論の進展に伴って影響が広がっていくのであれば、また柔軟に対応をされていくのではないかと理解をしております。

○東海主査 私どもの議論の整理という円滑化のための整理、そして理論的にこれがこうあるべきだということの整理は一方で非常に大事なことだろうと思っておりますけれども、基本的にやはり利用者は利用者に対して、それから事業者は事業者間、東西との関係というものについては、こういった自主的な意識合わせといいたいでしょうか、あるいは先ほどお話に出てきましたような透明性の確保というようなことが積極的に行われるというのは今後の非常に大事な過程ではないかと思っておりますので、もう第2回も予定されているようでございますので、どんどんこれが進められていくことは、こちらとしては大変期待しているところでございます。総務省のほうもどうぞしっかり見守っていただきたいと思っております。

ほかにいかがでございますでしょうか。

○相田主査代理 よろしゅうございますか。この検討項目でどこに当たるのかちょっと今探していたところなのですけれども。ただいまのあれとも関係いたしまして、先ほども申し上げました災害時の通信確保という観点からは、やはり災害時の緊急事態等の体力を増やすというような意味でも、可能な限り早くPSTNを通るトラフィックのうち、移せるものはIPに移したほうがいいだろうというようなことで、いわゆる事業者間の接続とかいうもの、今大抵のものが一たんPSTNに落ちているものを早くIP網経由に移したいという方向で、まだコンセンサスが得られるとまでは言えないのですけれども、通信確保の検討会のほうでは考えているところです。ですから、この検討項目で言うならば、1ページの最初のポツのiiあたりになるのでしょうか。ハブ機能の提供といったあたり、可能であればそんな2025年と言わずにできるだけ早い時期にこういうものをIP化して、PSTN等を通るようなトラフィックをあらかじめ少なくしておきたいというようなことを期待しているということでございます。

○東海主査 先ほど、そういう話を相田委員から伺ったところですが、その会合は、もう既に何回ぐらいやられたのでしょうか。

○相田主査代理 親会が4回とあって、最初の2回はメール開催会だったので、ワーキ

ンググループがネットワークインフラワーキンググループというのとインターネットワーキンググループというのがそれぞれ4回ずつくらい開かれて、あさってになりましょうか、5回目のあれで中間取りまとめということで、今までにある程度出た意見としては、もう検討会の場を離れて各事業者なり国なりに、もうやれることはやってくださいということでやる。

それから、大体検討スケジュールとしてはこちらの委員会と同じようなことなのですが、最終取りまとめ、年内か年度内かというところに向けてまた検討を続けるということで。そういう、いかにIP網に切りかえていくかということはまだ検討が必要なほうの部類と考えておりますけれども、徐々にではありますけれどもそういう方向に向けて、何となく意識合わせが進んでいるかなという雰囲気だとは思っております。

○東海主査　ありがとうございます。3月11日の震災のことというのは大変な事態ですし、言わば国難とよく言われますけれども、この問題、今回の我々の円滑化をしっかりと確保していくということと同時に、大変大きな考え方に対する影響を与えているのではないかなと思っております。各省庁がそのことに関する委員会やら検討の場を設けているように聞いておりますけれども、言わば震災被災地の復旧・復興の問題と直接にかかわった問題もICTの問題として十分に関与していかなければいけないし、今、先生のおっしゃったような形でもって、もしこれから違った地域でのいろいろな震災の可能性ということに対してどう対応するかという問題に対しても、この問題というのは、私どもの議論するIP化問題と非常に大きな影響を与えるのではないかなと思っておりますので、そういった情報については、逐次いろいろと事務局でもご整理いただいてこの場でご説明をいただくということをしていただければありがたいと思っております。

関係したことでも、またほかのことでも結構でございます。どうぞ、ご発言いただきたいと思えます。

○長田委員　すみません。これから検討していくときに、ぜひもうちょっと詳細を知りたいと思うのが5ページにあります移行後も維持されるサービスにかかわる課題のところ、提供が維持されるにしろほかのものに代替されていくにしろ、どういう条件で同じようなサービスが提供されるのか、それとも何か負担が変わるのかというところがもう少し明確になっていないと、続けますというだけではちょっとよくわからないところがあるので、ここはもう少しきちんと教えていただきたいと思えます。

○東海主査　何か先ほど資料がありましたですね。事務局のほう、どうでしょう。

- 長田委員 表には、何を残すかだけがあるんですね。
- 東海主査 そうでしたね。
- 長田委員 18ページ。
- 大内課長補佐 そうです。事務局からこの点につきまして、例えば資料2-3の意見概要の中で、20ページ以降でございますが、やはり長田委員がおっしゃったとおり、料金水準ですとかもしくは品質について、やはり透明性を高めるべきといった観点からの意見が寄せられているところございまして、事務局としても、この点も含めて利用者対応のあり方についてご検討いただきたいと考えているところでございます。
- 相田主査代理 関連してよろしいですか。資料2-4の21ページに現状での料金表というのが書かれているわけですが、やはり先ほどの継続性というのでしょうか、そういう観点からいって、電話だけのサービスでいいという方。例えば、大学なんかですと、親に言われて下宿にとにかく電話は引いているけれどふだんは携帯しか使わないという人がいるとか、それからうちの大学でも柿岡のほうに一応施設があってそこに電話を引いているのですけれどふだん無人だとか、そういうところとかいろいろございまして、とにかく電話を引いておくけれどもあまり通話もしないというような人に向けてのプランとして、やはり今の1,785円、値段としても加入電話並みのサービスというにはやはりきちんとメニューとしてないと、これはまずいんじゃないかなと。
- 通話料金のほうはおそらく安くなるのは間違いないと思うのですが、基本料部分でも何とかちゃんと今の加入電話並みのメニューがあるということが一つ極めて重要なことなのかなと考えております。
- 東海主査 ありがとうございます。
- 料金の維持の問題、お話ございましたけれども、私も全く同感でございまして、さまざまなパターンがこれから利用者の中に出てくるわけですが、そこでこれまでになかったような形での電話網の確保ということが起こってきたときに、今おっしゃったようなことが大事ですし、むしろ逆にそういった弾力的な今度は基本料設定ということで、今、上限をおっしゃりましたけれど、もっと安い形での維持というのもプランの中に加わってくるような積極性もあってもいいんじゃないかとも考えているところでございます。
- 相田主査代理 携帯電話ほど複雑になると、ちょっとあれは複雑過ぎかなと思いますけれども、やはり何通りかの違ったサービスを選べるという形にやはりなっていくって自

然かなど。

- 東海主査　　そうですね。今の点に何かご意見ございましょうか。
- 長田委員　　はい。料金のことはほんとうに大切ですし、現状、積極的移行の人を増やすには、やはりそこが非常に大切ではないかと思えます。フレッツ光ネクストに入らなければ電話が使えないというようなことのまま続いていくと、やはり受動的移行とかほんとうに嫌だという人をどんどん残していくことにはなると思えますので、そこもどうやって競争が入っていろいろなサービスが提供されていくかというところにつながっていくかと思えますけれども、料金の問題は非常に大切だと思っております。
- 東海主査　　今のご発言の中で出てきました積極的な、何ページでしたっけ、要望が出ているのは、2ページですか。資料の2-2の2ページでございます。現状では、こういった積極的移行という自発的な選択として移行するケースというのと、それからもう1つのサービス廃止等の方針を受けやむを得ず移行するケース、これを受動的移行と2つに分けておられますけれども、今言ったようなIP化の発展性・柔軟性でサービスの多様化が起こってくると、こういった必ずしも短絡的な二極論ではなくて、もうちょっと違う形で、何か受動的移行というみんな嫌々やるとかという感じがありますけれども、もう少しレベルの違った対応があるのではないかなと思って、そのあたりもう少し幾つかのフェーズが出てくるといいなというのが私なんか考えております。

ほかにいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

- 井手委員　　事業者対応のところ、検討項目の6ページ。6ページのところで、競争環境の整備あるいは維持というところについて、若干質問とそれから意見ですけれども、
- まず3-1のところ、2ポツ目のところで、当然接続料、これ多少ヒアリングのときにも言ったのですけれども、当然需要家というのが少なくなれば接続料が上がるというのはこれ当然のシナリオですけれども、これによって競争事業者が事業展開が困難になるというそういう懸念を示されていますけれども、私はこういう競争事業者がそういうマイグレーションに対応してどういう対策をとっていくかということが1つの事業戦略であって、いち早くシフトしていくのか、あるいはPSTNに残ったままであっても競争事業者がある程度効率化を図りながら利用者への料金の上昇を防ぐ、抑えると、こういったこともいろいろな選択があると思えます。

そういう意味で接続料の上昇というのを抑えるということになると、逆に競争環境の整備ということからすると、NTT東西に対してある程度負担というのを強いるという

ことですから、これはどういう観点で競争環境を整備するか。NTTも含めて、何か競争事業者が常に何か弱者でありいじめられているような感じを受けるのですけれども、そうではなくて、やはりNGNという新しいサービスを展開するに当たって競争事業者あるいはNTT東西というのがどういうふうに取り組むかというのが重要だろうと思います。

それからもう1つ、3-2のところの2ポツ目ですけれども、電話時代に整備された競争ルールをNTT東西のNGNに持ち込む必要はないと。これは、いろいろな事業者というのが独自のIPネットワークというのを構築しサービスを提供しているということから、NTT東西のNGNに競争ルールを持ち込む必要はないという、多分こういう考え方だろうと思うのですけれども。

私ちょっと不勉強でわからないのですけれども、電話時代に整備された競争ルールというのは、具体的に何をちょっといっているのかという。接続ルールだけの話なのか、それ以外に競争ルールってどういうものが考えられているのかなと。事業者がNTT東西のNGNに持ち込む必要はないという競争ルールって何をイメージしているのかな。ちょっと具体的に教えていただければよろしいかなと思います。

そのときに、ヒアリングとかにもあったのですけれども、設備競争を促進するとかサービス競争を促進する、あるいは設備競争を促進するようなサービス競争を展開するとか何か、いろいろな言葉が出てきたのですけれども、基本的にこういったNGNの世界で設備競争というものを促進するような政策をとっていくのか、あるいはサービス競争というものを進展させるような政策をとっていくのかというのが重要なので、この3-2の2番目の点についてちょっとお聞きしたいというのが。以上でございます。

○東海主査　　どなたにお聞きして。事務局でいいですか。

○安東課長補佐　　事実関係についてお答えを申し上げます。まず1つ目のレガシー系、PSTNにおける競争環境の維持のところ、接続料が移行に伴って上がっていくことについては、ある意味、接続料自身がコストを需要で割るという形で形成されておりますので、その需要が減っていくことによって、仕上りの接続料が上がっていくということは通常あり得ることでございます。

意見のほうで、どういう事業者の見解が示されているかというところを紹介させていただきます。資料の2-3の25ページをごらんください。①接続料の3つ目のレ点のところでございますが、マイグレーションを意識した場合のコストのあり方というところ

ろについてのご指摘がなされております。1つのご意見ですがご紹介いたしますと、マイグレーションが促進することによって、メタル側の芯線の利用率ないしは遊休設備などが出てくるということで、未利用となっているメタル回線コスト、そのようなコストを接続料の原価から除外するという必要性が出てくるのではないかというご指摘がなされております。

この点、実際に接続料を算定する際の適正性というものについては、累次、接続委員会などで接続約款の認可のプロセスでも議論はしてございますが、このような割り算の結果上がるという部分とマイグレーションの結果生じてきている状況とをどう勘案していくかということが論点として事業者から提起されているというものでございます。

もう1つのNGNにおきましては、こちら具体的に電話時代に整備された競争ルールをというのは何ぞやというお話がまずございました。こちら、同じ資料2-3の意見の概要の28ページ以降をごらんください。特に29ページに1つ例がございますが、29ページの接続ルールのレ点の3つ目4つ目あたりに、GC局の収容ルータにおいてNTT-NGNのアンバンドルを実施するという提案が事業者から出ております。これは、PSTNにおきましては交換機の収容局に使用されているGC回線の交換機、また中継局に配置されている中継交換機、それぞれにおいて接続のポイントをアンバンドルしていたという経緯がございますが、NGNにおいてはそのよう回線ごとのアンバンドルということは行ってございません。その実態を踏まえまして、事業者の意見といたしましてはPSTN時代の競争ルール、ここでいうとアンバンドルの規制をNGNにおける同様のポイントで切り出してアンバンドルすることが適切ではないかというご意見が出ていたというのが1つの例でございます。

ここで申します電話時代に整備された競争ルールというものは、このご意見を拝見している限りにおいては、接続ルールに関することが非常に多く寄せられていると感じてございます。

○東海主査 はい、ありがとうございました。今、資料の2-2の6ページの3-1と3-2に関連をして2つの意見が出てまいりました。1つは接続料の問題でございます。私も非常にこれは関心が高いところでございます。ご案内のとおり、今現在、固定系についてはいわゆるLRIC、長期増分費用方式を導入することによって低廉化の試みをずっと続けてきているわけですが、分母と分子の関係というものについては現実にはやはり先生がおっしゃったとおり、トラフィックの減少という流れは当然のごとくこれを

前提にしていかなければならないのだろうとっております。

そういう意味では、そこだけ、分母のほうの低廉化だけ、算式からいけばコストは高くなるということでございますけれども。私はやはりPSTNについては、現行方式をいつかどこかで変更していかなければならない時期が来るのではないかと。それもできればソフトランディングのような形だと思っております。

つまり、分子と分母の関係の算式でいかない方式というのがあり得るのではないかと思っております。もちろん、原価に基づいて接続料を算定するという大前提は崩さないのだけれどもと。なぜかというやはりPSTNというのは、基本的に sunk cost が多くなってくるとは思いませんね。もうつまり投資回収済みコストであるわけですから、そういったものに対してどう対応するか。実はこれLRICで対応し切れていないと思うのですね。このあたりの考え方を整理していくのが、LRICのほうのやはり使命として、少し問題意識を持っていかなければいけないんじゃないかというのが1つでございます。

それは当然のごとく、代替的なサービスの向上の中でいろいろなバランスを図っていくという新しい展開を図ると。その意味では今度IP網のほうの接続算定方式が新しい対応をできているかという、必ずしも、これは実は逆にいうとおくれていると。

これに対して、場合によってはLRIC的なものが今度は導入されるべき環境に今あるのかなという気もしますし、このあたりは、LRIC研究会というのはいつも、ある枠の中で我々の議論をコスト論のほうで抑えてプライシングにはあまり立ち入らないとかという姿勢を示しておられますが、逆にプライシングのありようというものについてもどんどん意識していただきながら、全体のコスト論の整備をするということについても少しシフトしていくという動きを少し行政のほうも意識していただくことが必要ではないかなという気がしております。これは接続料の問題でございます。

それから2番目の3-2のほうのお話、電話時代に整備された競争ルールという、これは必要ないという意見があったということで、ご意見を言われた方の意識がどこにあるかということにはさっておきまして、少なくとも接続政策を含めてNTTが基本的にはドミナントの事業者として存在をしている。これも、井手先生は公益事業論のほうの大家でいらっしゃるの、大変な釈迦に説法ですけど、そのあたりでNTTも実は一人の事業者としてのサービス競争みたいな形をとるためには、どうしてもNTTに対して、現実に設備を大きく持っておられるところに分離政策を、それは会計分離であり、先般

は機能分離のところまで持ち込むという形の議論をもう進めているはずだと思っております。構造分離まで行くかどうかという議論は、それはまた別といたしまして。そういう意味の公正環境の整備と、接続政策も結果的にはそこにあるんじゃないかと思っておりますので。

そのあたりを意識しておっしゃっておられるのだらうと思いますけれども、新しいIP化になってくると、必ずしもボトルネック設備というものの意識を強めて何か施策を展開するかというと、それはそれほど強くない形でという意識も出てくるかもしれないし。ですから、少しそのあたりを弾力的にというご意見ではなかろうかと。私なんか、そんなふうにと受けておられるところがございます。

先生、いかがでございますか。

○相田主査代理　　ちょっと補足というようなことで言わせていただきますと、接続料の算定に当たって、ヨーロッパでは、私が聞いているところではということですが、そろそろコア網がIPであるかPSTNであるかということにかかわらず、提供されているのは同じ加入電話であるということで、先ほどの分母・分子をもう合算してしまうと。どちらで提供されているにかかわらず同じサービスが提供されているところでは、同じ市場として考えるという方向に動きつつあるようで。

例えば、いわゆる2020年以降ですか、強制的に引き取られるような段階にまで至ったら、もうユーザーの意思で選ぶことはできないわけですから、市場として区別するのはおかしい。少なくとも、遅くともその段階まで至ったら、それを区別するべきではないのではないかという気がいたします。

あとついでにと申しますと、この3-2のあたりというのは、例のここと並行して走っているもう1つ競争力何とか委員会でしたっけ、というのがございますので、そこの役割分担みたいなものというのを整理する必要があるかと思っておりますけれども。特に、移行ということで考えますと、やはり少なからぬ事業者さんが抱えている懸念というのが、確かに4年前ルールでもって通告はされた。でも、具体的に次に切りかわるのはどこなのか、どこに営業をかけたらいいいのかというようなことが、NTTさんが同社内ということでもって、より早く的確な情報を手にしてうまく営業されるのではないかとというようなことを少なからず懸念されているのではないかとというようなことにと。

あとコロケーションに関しても、先ほどございましたように、移行に当たっては、必ず新旧の設備を両方NTT局舎に置かせていただくというようなことが必要になる可能

性が考えられるわけですけれども、そういうようなところでほんとうにNTTさんと他事業者さんの公平性みたいなものが担保されるのか。そういうあたりをかなり懸念されているのではないかと思うので、そういう一種やはり移行期特有の公正競争の確保と言うような観点もあるのではないかなという気がいたします。

○東海主査 ありがとうございます。いかがでしょうか、井手先生、よろしいでしょうか。どうぞ、井手先生のご意見も聞きたいです。

○井出委員 また整理してお答えいたしたいと。

○東海主査 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

○石井委員 じゃあ。

○東海主査 お願いいたします。

○石井委員 お話を伺ってしまして、先ほど大規模災害のお話がありましたけれども、IP網移行に伴って、セキュリティですとかリスクの観点について、課題が出てくるのかなと思います。例えば、電話網が円滑に移行するに伴って、インターネットに近いサービスになっていくと。パケットで通話が流れていくということになってくると、例えば新しいサービスとして、サーバーに会話の内容を蓄積するみたいなことがあり得るのかと。

もしあるとすれば、不正なアクセスとか検索・差し押さえに伴って余計な会話内容までも押さえられてしまうというようなインターネットの世界で議論されていたことが、こちらのIP電話網が切りかわることによっても同じように発生し得るのかという点が1つ疑問としてあります。

それからPSTNからIP網に移行すると、光の回線で、電話の領域と従来のインターネットの領域があるとして、それが途絶してしまうと、電話も使えないしネットも使えないという場面があるのかなのか。あるとすればどういう対応があり得るのか。インターネットの世界で議論されていたセキュリティやリスクの問題が、こちらの電話の方に影響するかどうかという点が、もう1つ疑問としてありますので。もしあり得るとするのであれば、報告書の中にもそういう観点を入れていただくと良いのではないかと思います。

○東海主査 事務局、いかがでしょう、このあたりの観点は。

○大内課長補佐 すみません。セキュリティ上のリスクですとか、もしくは災害時の影響といたしますか、すべて電話網がIP網に移行することに伴ってリスクが向上するのか

どうなのかという点については、必ずしも十分な分析といいますかバックデータとなるような情報が得られているかということ、なかなかそういうわけでもないということかと思えますけれども、ちょっと我々のほうでも検討させていただいて、もしご議論の参考になるようなものがあれば、また随時提供させていただきたいと思えますけれども。ひとまずちょっと事務局のほうで検討させていただければと思います。

○東海主査　よろしくお願ひします。私も気づきませんでしたけれども、今ご指摘のあったこと、切りかえ時の問題も1つおっしゃっておられました。それから、今度は逆に言うと、切りかえたら前と同じセキュリティ対応でいいのかとかあるいは向上するのかとか、そういった分析というのは必ずしもできていなかったのではないかなと思えますので。

利用者対応になるのか事業者対応になるのか、両方あるのかもしれないし。あのあたりの意識を、もし必要であれば、この委員会でも報告書の中で整理していかなければいけないなど。全く同感でございます。

ほかにいかがでございましょう。

○相田主査代理　よろしいですか。検討項目でいうならば2ページの話になりますけれども、アクセス回線がどうなるのかというところが、やはりADSLでやっている事業者さん、それからラインシェアリングのほうにも少なからず影響あると思えますけれども、やはりこのところが見えていないというのが非常なところでもって、これをNTTさんとしての方針を早く示していただくなり、場合によったらこっちから注文つけるというようなことがあるかなということ。

ご存じのように、これに関しては昨年度、光の道ということでかなり検討したところで、あの報告書とかにはあまり明示的に出てこなかったかもしれませんがけれども、私が個人的にやはり懸念しているのは、古いマンションですとか雑居ビルですとか、ほんとうにエンドユーザーまで光が引けるのだろうか。2025年まで15年というスパンで考えても、なかなかほんとうにエンドユーザーまですべての光化というのは難しいんじゃないかという印象を持っています。

だからそこら辺を踏まえて、なかなか光化できないユーザーをどうするのかというあたりまで含めてちょっとやはり早くNTTさんに、このアクセス回線のマイグレーションのイメージも出していただく。それを踏まえての他事業者さんが自分たち、どういう商売をしたらいいかというのを考えていただくと。それがやはりかなり重要なのではな

いかなと私としては印象を持っております。

○東海主査　ただ、これはもろに利用者と直面する場所でございますよね。

○相田主査代理　はい。

○東海主査　そのあたり、NTTさんもみずからのほうから、こうだという形を言いにくいところもわからないわけではないような気もいたしますけれども。できるだけしかしそれは大事な場所なので、そのあたりについてのお考えやら方針というものを少し整理していただく。あるいは、もう既にやっておられるかもしれませんけれど。透明性を高めていただくということも場合によっては、我々のほうから要求していかなければいけないかなという感じがいたします。

ほかにいかがでございましょうか。もう大体予定した時間に近づいてまいりましたけれど、今日は先ほどのスケジュール表でごらんをいただきましたとおり、これからの議論のためのいわゆる自由討議という形で進めさせていただきました。事務局でご対応いただいた資料を参考にして、おおよそ議論が進んだような気がいたします。

次回からはテーマ討議という形で、先に利用者対応、それからその次に事業者対応という形で問題点をもう少し深掘りをしていくという形で進めてまいりたいと思っております。

よろしければ、本日はここで終了させていただきたいと思っておりますので、事務局から日程等についてご発言いただきたいと思います。

○大内課長補佐　次回会合でございますけれども、資料2-5にございますとおり8月24日水曜日、時間は10時からになりますけれども、第3回会合を開催させていただきます。以上でございます。

○東海主査　ありがとうございました。皆様、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございました。終了でございます。

以上